

学校法人睦学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人睦学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市須磨区行幸町2丁目7番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、「建学の精神」である「聖徳太子の御徳を慕い、その十七条憲法に示された「和」を根本精神として仰ぎ、仏教主義に基づく情操教育を行い、有為の人材を養成することを目的とする。」に基づく、学校教育を行い、社会に貢献出来る人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 兵庫大学
大学院 経済情報研究科
経済情報学部 経済情報学科
現代ビジネス学部 現代ビジネス学科
健康科学部 栄養マネジメント学科
健康システム学科
看護学科
看護学部 看護学科
生涯福祉学部 社会福祉学科
こども福祉学科
- (2) 兵庫大学短期大学部 保育科第一部 保育科第三部
- (3) 兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校 全日制課程 普通科
- (4) 神戸国際高等学校 全日制課程 国際文化科
- (5) 神戸国際中学校
- (6) 兵庫大学附属須磨幼稚園

(7) 兵庫大学附属加古川幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数（現に存在する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうちから、副理事長を置くことができる。副理事長は、理事長が任免する。

4 理事（理事長、副理事長を除く。）のうちから、常務理事を置くことができる。常務理事は、理事長が任免する。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大学長 1人

(2) 短期大学長、高等学校長、中学校長、幼稚園長のうちから、理事会において選任した者 2人

(3) 評議員のうちから理事会において選任した者 2人

(4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 4人

(5) この法人に勤務する職員のうちから理事会において選任した者 3人

2 前項第1号、第2号、第3号及び第5号の理事は学長、校長、園長、評議員又は職員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）

又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員選任の制限)

第7条の2 理事又は監事には、それぞれその選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

- 2 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 3 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれることになってはならない。
- 5 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 6 学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

（役員任期）

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年（就任の日を起算日）とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（役員補充）

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反したとき。
- (4) この法人の役員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第10条の2 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第12条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長から委任された業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名しかつ理事会において同意を得た理事がその職務を代理し、その職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 18 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することがで

きる。

(議事録)

第 19 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 20 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、30 人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数（現に存在する評議員及び任期満了後なおその職務を行う評議員の総数をいう。以下同じ。）の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第 21 条 第 19 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 22 条 次の各項に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第 23 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 24 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任した者 1 1 人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令 2 5 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 1 1 人
- (4) この法人の設置する学校又は幼稚園の保護者のうちから、理事会において選任した者 4 人

2 前項第 1 号及び第 4 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位若しくは保護

者の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

- 3 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第24条の2 第10条の2の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第25条 評議員の任期は、3年(就任の日を起算日)とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) この法人の評議員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 29 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 30 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは、定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 35 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金中に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の

議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和26年3月6日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事（理事長） 河野巖想

理事 吉岡奈良太郎

理事	溝口一男
理事	長井八十一
理事	河野センヨ
監事	志賀藤吉
監事	深田藤太郎

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 30 年 2 月 1 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 32 年 3 月 22 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 41 年 2 月 1 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 41 年 8 月 1 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 42 年 3 月 31 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 43 年 2 月 26 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 45 年 1 月 21 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 46 年 1 月 27 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 2 年 6 月 29 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 3 年 2 月 20 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 6 年 3 月 4 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 6 年 12 月 21 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 8 年 7 月 31 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 9 年 11 月 13 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 10 年 12 月 22 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 12 年 3 月 17 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 12 年 12 月 21 日）から施行する。

附則

（施行期日）

平成 13 年 12 月 20 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（兵庫大学短期大学部美術デザイン学科の存続に関する経過措置）

兵庫大学短期大学部美術デザイン学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 14 年 7 月 30 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 15 年 1 月 24 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

平成 17 年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（理事および評議員の選任に関する経過措置）

平成 17 年 3 月 31 日現在、理事及び評議員の在任にあるものは、改正後の寄附行為にかかわらず平成 18 年 3 月 20 日の任期満了まで、その身分を有するものとする。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 18 年 1 月 31 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 18 年 5 月 23 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 22 年 7 月 31 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 23 年 5 月 21 日）から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 29 年 7 月 25 日）から施行する。

新旧の比較対照表	
新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1)兵庫大学 大学院 経済情報研究科 看護学研究科</p> <p>経済情報学部 経済情報学科 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科 健康科学部 栄養マネジメント学科 健康システム学科 看護学科 看護学部 看護学科 生涯福祉学部 社会福祉学科 こども福祉学科</p> <p>(2)兵庫大学短期大学部 保育科第一部 保育科第三部</p> <p>(3)兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(4)神戸国際高等学校 全日制課程 国際文化科</p> <p>(5)神戸国際中学校</p> <p>(6)兵庫大学附属須磨幼稚園</p> <p>(7)兵庫大学附属加古川幼稚園</p> <p>附則 この寄附行為は、<u>文部科学大臣の認可の日</u> (令和 年 月 日)から施行する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1)兵庫大学 大学院 経済情報研究科 (新設)</p> <p>経済情報学部 経済情報学科 現代ビジネス学部 現代ビジネス学科 健康科学部 栄養マネジメント学科 健康システム学科 看護学科 看護学部 看護学科 生涯福祉学部 社会福祉学科 こども福祉学科</p> <p>(2)兵庫大学短期大学部 保育科第一部 保育科第三部</p> <p>(3)兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(4)神戸国際高等学校 全日制課程 国際文化科</p> <p>(5)神戸国際中学校</p> <p>(6)兵庫大学附属須磨幼稚園</p> <p>(7)兵庫大学附属加古川幼稚園</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分		年 度	平成30年度	開設年度の前年度	開設年度	平成33年度	平成34年度	合 計	
設置 経 費	校 地 (うち造成費)		—	0 千円	—	—	—	0 千円	
	施 設	基 準 内	該	1,512 千円	該	該	該	1,512 千円	
		基 準 外		0 千円				0 千円	
	設 備	図 書		当	1,000 千円	当	当	当	1,000 千円
		教 具 校 具 備 品		な し —	4,050 千円	な し —	な し —	な し —	4,050 千円
		小 計		— 千円	6,562 千円	— 千円	— 千円	— 千円	6,562 千円
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			0 千円	6,562 千円	0 千円	0 千円	0 千円	6,562 千円	

既 設 校 か ら の 転 共 用	施 設	基 準 内	65,069 千円
		基 準 外	628 千円
	設 備	図 書	7,071 千円
		教具・校具・備品	5,958 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
減価償却引当特定資産	6,562千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から組入れられた減価償却引当特定資産724,300千円のうち6,562千円を財源に充当
合 計	6,562千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表

年 度 科 目	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産	15,390,250 千円	14,923,490 千円	14,923,490 千円
二 運用財産	2,416,087 千円	2,334,683 千円	2,334,683 千円
三 負債額	3,169,868 千円	3,196,902 千円	3,196,902 千円
1 固定負債	2,161,547 千円	2,097,992 千円	2,097,992 千円
2 流動負債	1,008,321 千円	1,098,910 千円	1,098,910 千円
四 基本財産+運用財産	17,806,337 千円	17,258,173 千円	17,258,173 千円
五 純資産(四-三)	14,636,469 千円	14,061,271 千円	14,061,271 千円

貸借対照表
平成 31 年 3 月 31 日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	16,453,464,159	16,996,027,384	-542,563,225
有形固定資産	14,923,489,837	15,390,250,066	-466,760,229
特定資産	1,260,600,000	1,415,600,000	-155,000,000
その他の固定資産	269,374,322	190,177,318	79,197,004
流動資産	804,709,325	810,309,959	-5,600,634
資産の部合計	17,258,173,484	17,806,337,343	-548,163,859
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	2,097,991,810	2,161,547,490	-63,555,680
流動負債	1,098,910,412	1,008,320,680	90,589,732
負債の部合計	3,196,902,222	3,169,868,170	27,034,052
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	27,803,862,820	27,898,400,500	-94,537,680
第 1 号 基本金	27,347,562,820	27,442,100,500	-94,537,680
第 3 号 基本金	167,300,000	167,300,000	0
第 4 号 基本金	289,000,000	289,000,000	0
繰越収支差額	-13,742,591,558	-13,261,931,327	-480,660,231
純資産の部合計	14,061,271,262	14,636,469,173	-575,197,911
負債及び純資産の部合計	17,258,173,484	17,806,337,343	-548,163,859

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和元年度	転用校舎(17号館)の改修	(加古川学舎) 鉄筋コンクリート造5階建 4,281.60㎡の内85.57㎡	令和元年7月着工 令和元年8月完成予定	大学院看護学研究科専用
	改修後の設備購入	(加古川学舎) 教具 114点	令和元年8月購入予定	大学院看護学研究科専用
	大学院看護学研究科設置に係る図書の購入	内国図書 100冊 外国図書 30冊	令和元年7月購入予定	大学院看護学研究科専用
令和2年度	「該当なし」			
令和3年度	「該当なし」			
令和4年度	「該当なし」			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		看護学研究科	看護学研究科	看護学研究科
学生生徒納付金収入		7,500	13,000	15,200
手数料収入		200	200	200
寄付金収入		0	0	0
補助金収入		0	0	17,500
資産売却収入		0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0
雑収入		0	0	0
借入金等収入		0	0	0
前受金収入		7,500	7,500	7,500
その他の収入		0	0	0
資金収入調整勘定		0	-7,500	-7,500
前年度繰越支払資金		0	-61,580	-127,160
収入の部合計		15,200	-48,380	-94,260
内部資金収入		0	0	0
計		15,200	-48,380	-94,260

(支出の部)

科 目	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		看護学研究科	看護学研究科	看護学研究科
人件費支出		66,000	66,000	66,000
教育研究経費支出		7,880	9,880	9,880
管理経費支出		900	900	1,800
借入金等利息支出		0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0
施設関係支出		0	0	0
設備関係支出		2,000	2,000	2,000
資産運用支出		0	0	0
その他の支出		0	0	0
[予備費]		0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0
翌年度繰越支払資金		-61,580	-127,160	-173,940
支出の部合計		15,200	-48,380	-94,260
内部資金支出		0	0	0
計		15,200	-48,380	-94,260

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			看護学研究科	看護学研究科	看護学研究科
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	7,500	13,000	15,200
		手数料	200	200	200
		寄付金	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	17,500
		付随事業収入	0	0	0
		雑収入	0	0	0
		教育活動収入 計	7,700	13,200	32,900
	支出	人件費	66,000	66,000	66,000
		教育研究経費	9,180	12,380	12,680
		管理経費	1,000	1,000	2,000
徴収不能額等		0	0	0	
教育活動支出 計	76,180	79,380	80,680		
教育活動収支差額		-68,480	-66,180	-47,780	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	
経常収支差額		-68,480	-66,180	-47,780	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	
〔 予備費 〕		0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		-68,480	-66,180	-47,780	
基本金組入額合計		0	0	0	
当年度収支差額		-68,480	-66,180	-47,780	
前年度繰越収支差額		0	-68,480	-134,660	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-68,480	-134,660	-182,440	

(参考)

事業活動収入 計	7,700	13,200	32,900
事業活動支出 計	76,180	79,380	80,680